

筑前町指名停止措置状況書

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者：住 所 埼玉県所沢市くすのき台1丁目11番地の1
商号又は名称 西武建設株式会社
- 2 指名停止の期間：令和5年9月11日～令和6年1月10日（4ヵ月）
- 3 事実の概要
西武建設（株）は、建設業法第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していた。また、経営事項審査において、資格要件を満たさない者を技術職員名簿に記載し虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共発注者がその結果を資格審査に用いた。これらのことは、建設業法第28条第1項本文及び同項第2号に該当すると認められることから、令和5年7月21日に関東地方整備局から同条第1項に基づく指示処分及び同条第3項に基づく営業停止処分（45日間）を受けた。
- 4 指名停止の理由： 上記の事実は、筑前町指名停止措置要綱第3条別表第2第11号に該当する。
従って、本件については指名停止期間を4ヵ月とする。

【指名停止等措置要綱 別表第2第11号に該当】

措置要件	期間
(建設業法違反) 11 九州地域内において、建設業法の規定に違反し、本町契約の相手方として不相当であると認められるとき（前号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から1月以上9月以内